

別記第12号様式の2（第4の2の事項関係）

北海道警察北見方面本部告示第18号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年4月14日

北海道警察北見方面本部長 田 中 昭 彦

1 聴聞の期日

令和8年4月22日 午前10時00分

2 聴聞の場所

北見市青葉町6番1号 北海道警察北見方面本部 聴聞室

注 規格は、A列4番縦長とする。